



鳥取県公報

平成 21 年 10 月 30 日(金)
第 8 1 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の供用の開始 (660) (道路企画課) 2
	土地改良事業の工事の完了 (661) (中部総合事務所農林局) 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (79) 2
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (7) 3
◇ 公 告	生産事業者講習会の実施 (森林・林業総室) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 4
	随意契約の相手方の決定 (2 件) (警察本部会計課) 7
	落札者の決定 (〃) 8

告 示

鳥取県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子境港線	境港市佐斐神町字行瀬ノ一1608-6地先から同地先まで	平成21年10月31日

鳥取県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月30日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	元気な地域づくり交付金事業（農山漁村活性化プロジェクト支援事業）耳地区農業用排水路	平成21年3月30日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第79号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年10月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,757
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,971
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,936

東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 16,628

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成21年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略 <u>(8) 八頭郡八頭町下部の船川用水取水口から 取水する船川用水及びそれに接続するすべての 用水路</u> <u>(9) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻 川</u> <u>(10) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川</u>	1 千代川水系のうち次に掲げる水域 (1)～(7) 略
2及び3 略	2及び3 略

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受講対象者
配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成22年1月15日（金）午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林総合研究所林業試験場
- 3 科目及び時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を平成21年12月18日（金）までに住所地を管轄する総合事務所農林局を経由して知事に提出すること。
- 5 受講手数料及び納付方法
受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印章

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

借入物品	ノート型コンピュータ	1,297台
借入物品	デスクトップ型コンピュータ	37台
購入物品	ソフトウェア	一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年2月1日から平成25年1月31日まで

(4) 納入期限

平成22年1月29日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年10月30日（金）から同年11月27日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置

を受けていない者であること。

- (3) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年11月6日（金）午後5時までに4の(3)の場所に提出すること。

- (4) 平成21年10月30日（金）から同年11月27日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メールアドレス b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7613、7614又は7615

電子メールアドレス jouhou@pref.tottori.jp

- (3) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成21年10月30日（金）から同年11月13日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年10月30日（金）から同年11月12日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月13日（金）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとするこ

と。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年11月20日(金)午前11時から同月27日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成21年11月27日(金)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成21年11月13日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムにより提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムにより提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

a. Central region

1,297 sets of notebook-type computers to be leased

37 sets of desktop-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) November 6, 2009 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 27, 2009 0:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(November 26, 2009 0:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Information Policy Division Regional Development Support Bureau Department of Planning Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL: 0857-26-7615

E-mail: jouhou@pref.tottori.jp

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	免許情報ファイリングシステムの製作、プログラム・プロダクト賃貸借及び保守委託業務 一式
2	契 約 方 式	随意契約
3	契 約 日	平成21年10月7日
4	契約の相手方の名称及び所在地	日本電気株式会社 鳥取支店 鳥取市扇町7
5	契 約 金 額	33,649,639円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	随意契約による理由	再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
7	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 I Cカード化運転免許証追記装置の製作、プログラム・プロダクト賃貸借及び保守委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成21年10月8日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 中国社
広島県広島市西区井口明神一丁目14-11
- 5 契 約 金 額 35,623,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県交通管制センター中央装置（上位装置）賃貸借及び保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成21年10月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 S E I ビジネスクリエイツ株式会社
大阪府大阪市中央区今橋四丁目3-18
- 5 落 札 金 額 178,332,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成21年9月4日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271